



目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市物品会計規則の一部を改正する規則	教育委員会事務局健康教育課	1
告示	土壤汚染対策法第11条第2項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定の解除	環境局環境保全課	6
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 住吉村合併14号線)	建設局道路管理課	7
告示	指定納付受託者の指定(シーデーシー情報システム株式会社)	教育委員会事務局学校経営支援課	8
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(本山中町三丁目自治会)	地域協働局地域活性課	9
公告	鈴蘭台駅北地区土地区画整理審議会委員補欠選挙における投票を実施しない旨	都市局工務課	10
公告	鈴蘭台駅北地区土地区画整理審議会委員補欠選挙の立候補者の氏名・住所	都市局工務課	11
公告	神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更	経済観光局農政計画課	12
公告	神戸農業振興地域整備計画の変更	経済観光局農政計画課	13
公告	神戸市環境影響評価等に関する条例による事後調査報告書の写しの縦覧(国営明石海峡公園(神戸地区) (神戸国際港都設計計画公園事業九・七・二号しあわせの森)、(仮称)神戸道場町太陽光発電所建設事業)	環境局環境保全課	14
交通局	交通局副局長等専決規程の一部を改正する規程	交通局経営企画課	16

神戸市物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

神戸市長 久元喜造

神戸市規則第33号

神戸市物品会計規則の一部を改正する規則

第1条 神戸市物品会計規則（昭和39年3月規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表第1（第4条、第5条関係）					別表第1（第4条、第5条関係）				
(1) 会計管理者の所管に係るもの					(1) 会計管理者の所管に係るもの				
物品出納員等、物品管理者及び物品管理員を置く場所	物品出納員等及び物品管理員となるべき者	物品管理者となるべき者	そのほかにも物品出納員等及び物品管理員を置かなければならない場所	物品出納員等及び物品管理員となるべき者	物品出納員等、物品管理者及び物品管理員を置く場所	物品出納員等及び物品管理員となるべき者	物品管理者となるべき者	そのほかにも物品出納員等及び物品管理員を置かなければならない場所	物品出納員等及び物品管理員となるべき者
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市教育委員会事務局組織規則（昭和33年4月教育委員会規則第3号）第1条に規定する課	[略]	[略]	教育委員会事務局総務課神出自然教育園、健康教育課北学校給食共同調理場、第一学校給食センター、垂水学校給食共同調理場及び第二学校給食センター並びに児童生徒課青少年育成センター	[略]	神戸市教育委員会事務局組織規則（昭和33年4月教育委員会規則第3号）第1条に規定する課	[略]	[略]	教育委員会事務局総務課神出自然教育園、健康教育課北学校給食共同調理場、第一学校給食センター及び垂水学校給食共同調理場並びに児童生徒課青少年育成センター	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(注) [略]					(注) [略]				
(2) [略]					(2) [略]				

第2条 神戸市物品会計規則の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後					第2条による改正前				
別表第1（第4条、第5条関係）					別表第1（第4条、第5条関係）				
(1) 会計管理者の所管に係るもの					(1) 会計管理者の所管に係るもの				
物品出納員等、物品管理者及び物品管理員を置く場所	物品出納員等及び物品管理員となるべき者	物品管理者となるべき者	そのほかにも物品出納員等及び物品管理員を置かなければならない場所	物品出納員等及び物品管理員となるべき者	物品出納員等、物品管理者及び物品管理員を置く場所	物品出納員等及び物品管理員となるべき者	物品管理者となるべき者	そのほかにも物品出納員等及び物品管理員を置かなければならない場所	物品出納員等及び物品管理員となるべき者
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市教育委員会事務局組織規則（昭和33年4月教育委員会規則第3号）第1条に規定する課	[略]	[略]	教育委員会事務局総務課神出自然教育園、健康教育課北学校給食共同調理場、第一学校給食センター及び第二学校給食センター並びに児童生徒課青少年育成センター	[略]	神戸市教育委員会事務局組織規則（昭和33年4月教育委員会規則第3号）第1条に規定する課	[略]	[略]	教育委員会事務局総務課神出自然教育園、健康教育課北学校給食共同調理場、第一学校給食センター、垂水学校給食共同調理場及び第二学校給食センター並びに児童生徒課青少年育成センター	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(注) [略]					(注) [略]				
(2) [略]					(2) [略]				

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

神戸市告示第 437 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

令和 7 年 12 月 24 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定を解除する形質変更時要届出区域

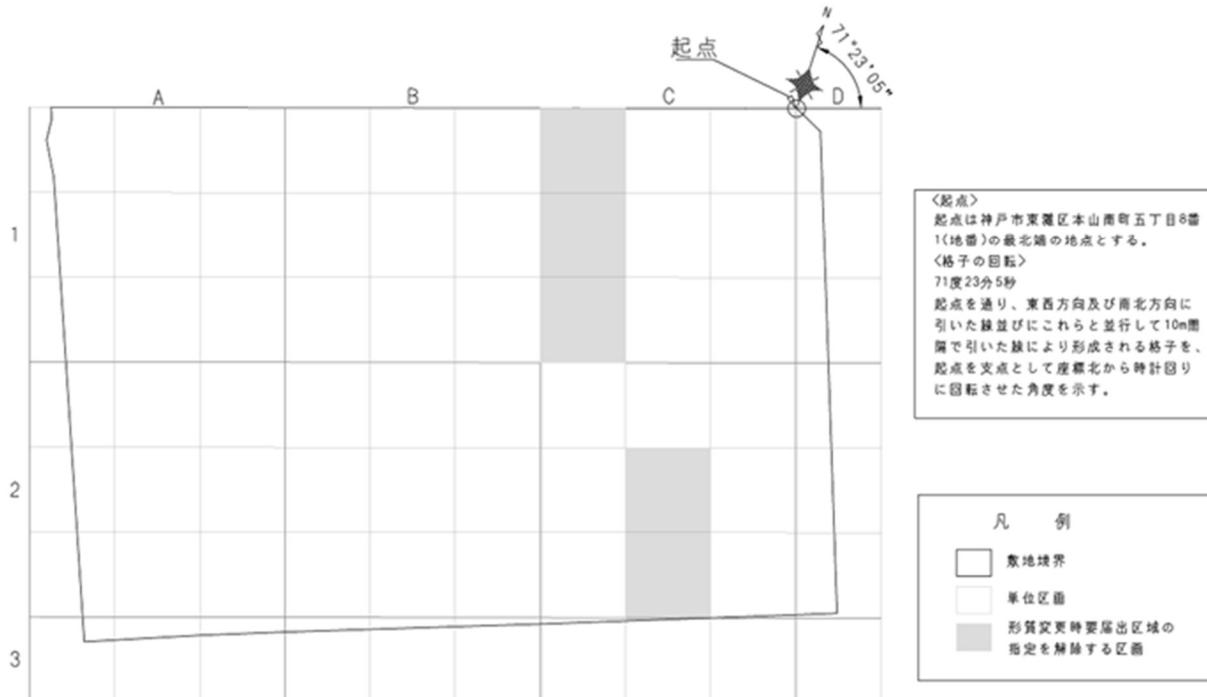
東灘区本山南町 5 丁目 8 番 1 の一部

（別図のとおり）

2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

別図



神戸市告示第449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年1月7日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年1月20日まで一般の縦覧に供する。

令和8年1月6日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	住吉村合併 14号線	神戸市東灘区鴨子ヶ原2丁目13番34地先から	新	65.40	最大 23.50 最小 11.10
		神戸市東灘区鴨子ヶ原2丁目13番43地先まで	旧	65.40	最大 15.20 最小 9.10

神戸市告示第450号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、第 231 条の 2 の 3 第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 1 月 6 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定納付受託者の指定を受けた者

千葉県千葉市中央区本千葉町 4 番 3 号

シーデーシー情報システム株式会社

代表者 代表取締役社長 音田 昌利

2 指定納付受託者に納付させる歳入等

キャッシュレス決済を利用して納付する神戸市立の高等学校における入学選抜料手数料

3 指定納付受託者による納付の委託を開始する日

令和 7 年 12 月 15 日

神戸市告示第451号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年1月6日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

本山中町三丁目自治会

(2) 主たる事務所

神戸市東灘区本山中町2丁目13番5号

(3) 代表者の氏名

七理 康男

(4) 代表者の住所

神戸市東灘区本山中町3丁目12番22号

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「森 良順」を「七理 康男」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市東灘区本山中町3丁目2番24号」を「神戸市東灘区本山中町3丁目12番22号」に改める。

3 変更の年月日

令和7年12月7日

神戸市公告

令和8年1月18日に執行する神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地区画整理審議会の委員の選挙については、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第2項の規定による届出のあった候補者の数が当該選挙において選挙すべき委員の数を超えるので、投票を行わない旨同令第26条の規定により公告します。

令和8年1月6日

神戸市長 久元喜造

神戸市公告

令和8年1月18日に執行する神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地区画整理審議会の委員の選挙について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第2項の規定により届出のあった候補者は次のとおりであるので、同条第5項の規定により公告します。

令和8年1月6日

神戸市長 久元喜造

区分	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地
施行区域内の宅地の所有者のうちから選挙される委員の候補者	西谷 久美子	神戸市北区山田町小部字大歳馬場30番地
	株式会社 浩陽	神戸市北区鈴蘭台南町4丁目3番20号

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和8年1月6日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	北	山田町中	下津イ	12番のうち 別図の斜線部分	798 m ² のうち 657.66 m ²	農用地区域 から除外する。
神戸	北	淡河町淡河	宮田	2325番1 2325番2 2325番3	2.39 m ² 779 m ² 20 m ²	農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。
神戸	西	神出町五百蔵	山ノ口	116番のうち 別図の斜線部分	1,142 m ² のうち 22.5 m ²	農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。
神戸	西	岩岡町岩岡	大道星	577番2のうち 別図の斜線部分	1,512 m ² のうち 54 m ²	農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。

別図は省略する。

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、神戸農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、同法第11条第2項に基づき提出のあった意見書の要旨及び処理結果とともに公告します。

なお、当該変更後の神戸農業振興地域整備計画書は、神戸市経済観光局農政計画課において縦覧に供します。

令和8年1月6日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

意見書の要旨

意見書の提出なし

神戸市公告

神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第29条第3項の規定により次の対象事業に係る同条第1項の規定による事後調査の結果を記載した報告書及びその概要を記載した書類（以下「概要書」という。）の提出があったので、同条第4項の規定により公告するとともに、当該概要書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和8年1月6日

神戸市長 久元喜造

1 対象事業の概要

事業の名称	国営明石海峡公園（神戸地区） (神戸国際港都設計計画公園事業 九・七・二号しあわせの森)	(仮称)神戸道場町太陽光発電所建設事業
事業者の名称	国土交通省	熊本鉄構株式会社
代表者	国土交通大臣 中野 洋昌	代表取締役 荒瀬 雅之
事業者の所在 地	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎7階 国土交通省近畿地方整備局 国営明石海峡公園事務所	熊本県宇城市松橋町古保山 2520番地1号
事業の種類	レクリエーション施設の建設	太陽光発電所の建設
事業の規模	面積233.9ha	自然地の改変面積約18ha
対象事業の 位置	兵庫県神戸市北区山田町藍那字傳 庫、字相坂、字下相坂、字畠、字下 小野、字中小野、字上小野、字代ヶ 谷、字平、字太ヶ谷、字猿田、字田 代、字西山地内及び同町下谷上字中 一里山、西区伊川谷町布施畠字柏木 谷地内並びに同区押部谷町木見字又 度ノ二地内	神戸市北区道場町生野字ロクゴ、塩 田字東山上、平田字片山

2 縦覧の期間

令和8年1月6日（火曜）から1月19日（月曜）まで

3 縦覧の場所

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST2階
神戸市環境局環境保全課

4 縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

交通局副局長等専決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年12月26日

神戸市交通事業管理者 城 南 雅 一

神戸市交通管理規程第15号

交通局副局長等専決規程の一部を改正する規程

交通局副局長等専決規程（昭和34年4月24日交通管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前							
別表第1 人事関係事務							別表第1 人事関係事務							
決裁区分 決裁事項			副局長・部長共通	経営企画課課長（業務改革担当）	経営企画課課長（総務事務担当）	課長・事業所長（第1類）	事業所長（第2類）	共通	副局長・部長共通	経営企画課課長（業務改革担当）	課長・事業所長（第1類）	事業所長（第2類）	共通	備考
給与	給料	決定	[略]						給料	決定	[略]			
		支給	[略]							支給	[略]			
		算定		全職員						手当	認定	全職員 (特殊な ものを除く。)		
	手当	認定	全ての もの (扶養 手当、 住居手 当及び 特殊な ものを 除く。)	扶養手 当						支給	[略]			
		支給	[略]							[略]	[略]			
		算定		全職員						[略]	[略]			
	[略]	[略]	[略]							[略]	[略]			
		[略]	[略]		[略]					[略]	[略]	[略]		
		[略]	[略]							[略]	[略]	[略]		
		[略]	[略]							[略]	[略]	[略]		
		[略]	[略]							[略]	[略]	[略]		
[略]			[略]						[略]		[略]			
[略]	[略]	[略]	[略]						[略]	[略]	[略]	[略]		

[略]	[略]		[略]	[略]			[略]	[略]		[略]	[略]	
[略]	[略]		[略]	[略]			[略]	[略]		[略]	[略]	
[略]	[略]		[略]	[略]			[略]	[略]		[略]	[略]	
[略]	[略]		[略]	[略]	[略]		[略]	[略]		[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]		[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]										
[略]	[略]		[略]									
[略]	[略]		[略]									
児童手当	認定		全職員									
	支給	全職員										
	算定		全職員									
	[略]	[略]	[略]									
(注) [略]							(注) [略]					

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。